平成３０年（フ）第３９８号
札幌市南区澄川３条３丁目３番25号　コンフォート澄川101号
債務者　本間　義浩
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０３号
札幌市中央区北１条西27丁目１番６号　シャトー27Ａ棟２階207号
債務者　北村　辰雄
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１２号
札幌市東区北12条東14丁目１番25号　コール・イン・ハピネスⅡＡ号
債務者　折田　功男
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３６号
北海道恵庭市有明町１丁目６番11―205号
債務者　畠中　龍樹
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４５５号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番３―406号
債務者　鷲田　信悟
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６８号
札幌市中央区南10条西６丁目６番１号　パークハウス10―303号
債務者　黒田　基子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８０号
札幌市中央区南５条西14丁目１番33号　サウスコートＶ101号
債務者　江田　百恵（旧姓永﨑）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９４号
札幌市南区真駒内南町４丁目５番11号　コーポラスクリーン202号
債務者　阿部　淳一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９５号
札幌市南区真駒内南町４丁目５番11号　コーポラスクリーン202号
債務者　阿部　瑞希（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５６号
札幌市手稲区前田４条６丁目２番７―408号
債務者　森下　昌徳
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１号
釧路市住吉２丁目12番25号　パークサイド103号、申立前の住所釧路市若松町２番11号
債務者　橘　　強士
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６０号
群馬県安中市板鼻618番地37
債務者　堀江　立也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第７３号
群馬県高崎市南町６番地２　メゾンドつかごし202号
債務者　坂井　雅人
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第７５号
群馬県高崎市筑縄町558番地89　アネックスＫ201号
債務者　吉益真衣子（旧姓須澤）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１００号
静岡県三島市柳郷地４番地　イシワタハイムＡ、前住所静岡県沼津市通横町18番地
債務者　山田　嘉治
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
愛知県江南市藤ケ丘２―１―１　江南団地第20号棟第106号室、住民票上の住所愛知県一宮市若竹１丁目５番13号
債務者　榛葉　吉兼
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第６６４号
大阪府茨木市玉水町５番６―203号
債務者　天井　一朗
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部